

(記載例)

網掛け部分は注意事項

令和5年2月5日

(派遣元)

近畿スタッフ株式会社 御中

(派遣先)

株式会社厚労商事 関西支社
支社長 △△ △△

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社厚労商事 関西支社

大阪府中央区大手前●-●-●

2 上記事業所の延長後の抵触日

令和8年4月1日